

平成29年度第2回府中市空家等対策協議会 議事録

1 開催日時

平成29年12月26日（火） 午後2時00分～午後4時00分

2 開催場所

府中市役所4階 第一委員会室

3 出席者

（委員）

岡辺 重雄	山本 展啓	戸成 義則	兼原 浩樹
居神 光男	加島 広宣	三藤 毅	中村 一夫
宮脇 功	前岡 範行	梶月 利夫	木下 善雅

4 欠席委員

品川 朋之

5 議事

- ①重点地区調査の中間報告について（府中町・飛屋町地区）
- ②移住定住対策と関連した空家活用の取組について
- ③その他空家等対策の取組状況について
- ④新規特定空家等の認定及び措置について（※非公開）
- ⑤認定済特定空家の対応状況について（※非公開）

6 配布書類

開催次第（表面）／配席図（裏面）

資料1 府中市空家等対策協議会委員名簿

資料2 重点地区調査中間報告書

資料3 空き家所有者等への意向調査アンケート

資料4 移住定住対策と関連した空き家活用の取組

資料5 その他空家等対策の取組状況

資料6 特定空家等・特定空住戸等の認定及び措置資料（※傍聴用なし）

参考資料① 空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)
について

参考資料② 空き家啓発パンフレットチラシ

7 傍聴者

6人（別紙傍聴者名簿による。）

8 議事の内容

○開会

○市長挨拶

○配布資料確認

（傍聴人に議事④、議事⑤の非公開について連絡）

○欠席委員及び会議成立の報告

○議事録の署名委員の選出

○議事

【会長】

それでは、議事①から議事③まで、事務局から一括してご説明をいただきます。質問意見等は事務局の説明後にまとめて行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議事① 重点地区調査の中間報告について（府中町・飛屋町地区）
事務局より説明（資料2）（資料3）

○議事② 移住定住対策と関連した空家活用の取組について
事務局より説明（資料4）

○議事③ その他空家等対策の取組状況について
事務局より説明（資料5）

【会長】

ありがとうございました。重点地区での調査の取組、その他の空家等対策として、老朽危険空き家解体補助、あるいはPR等についてどのようにやっていくかという事、それと空き家を単に捨てればよいではなく、どう

再生していくかとして、移住対策と絡めた事例といった話がありました。特に順番等は問いませんので、ご質問等いかがでしょうか。

【委員】

資料2について質問します。飛屋町町内会ということで、この位置は私もよく承知をしている所です。先日も見回りをしたところ、確かに空き家は増えていますが、この辺の空き家は建物の所有者と土地の所有者がかなり違うというような事を地域の人から聞いたのですが、その辺の状況はどのように把握しているでしょうか。

【事務局】

町内会長と地区を回り、その辺の話もさせていただいております。基本的には調査して、正確な所有者を調べていこうと思っておりますが、先程も申しました様に時間がかかるので、税務課が有する固定資産税の所有者情報により調査を行おうと思っております。

土地所有者についても、税務課の公図情報により把握していきますので、建物と土地の所有者が違う、どこが違うというところについても、空家部局として把握できると考えています。

【委員】

上と下で所有者が違うと、どうしても対策が遅れがちになると思うんです。その辺の対策をこれからどの様に考えていくかという事が大変重要だと思います。

【会長】

ありがとうございました。まったくその通りで、上も下も同じ人が持っているのであれば対策もし易いですが、権利関係が複雑になると、簡単に除却していいのか、上の人と下の人で意見が違うとか色々ありますでしょうから、その辺りも勉強しながら進めてまいりたいと思います。

【委員】

権利者が複数いらっしゃるケースですね。そういうケースは同意をどこに持っていく様な形になるのか、しっかりと分っていないと難しいなと思います。

【会長】

事務局の方は、その辺の今後の進め方とかは大丈夫でしょうか。

【事務局】

空家法の中でも、法的措置をする場合は、所有者等全員に対して文書通知をすることになりますので、そうしたいと考えておりますが、先程言われた通り、建物の所有者、土地の所有者が違えば難しかったり、特定空家等で勧告した場合は税金が上がり土地の所有者の負担になっていくところもございますので、そういったところも研究しながら進めて行きたいと考えております。

【委員】

確認ですが、最初の話で飛屋町内会の 116 戸を回って、その内の 32 戸が空き家という事で、このアンケートはその 32 戸に対するアンケートということよろしいでしょうか。

【事務局】

説明が抜けたのですが、32 戸とあと特徴的なところで、空き家ではないけど、空けている時間が長いような、普段は息子の所に行ってそこに住んでいるといった、空き家予備軍的なところにも併せて行うと考えていますので、40 戸弱くらいのアンケートを送りたいと考えております。

【委員】

予備軍というのでしたら、116 戸だったら、一応全部確認されたらどうかなと思ったのですが。

【会長】

これを見ますとですね、単に空き家それぞれを改修していくということではなくて、地域全体で道路を広げたり、新しい形で再整備したりという様な観点が必要なので、一昔前であれば、ほんとにまちづくりとか都市計画として取り上げていくべき所です。そういうことであれば、単に空き家の所有者だけではなくて、地域としてどう捉えていくかという話だと思います。多分、縦割りで部署が違うとかあるでしょうけども、どういう形で調査するか、空き家の問題として調査するのか、どう意向調査をしていくのかと、全体を考えなくてははいけない。そういう話だと思います。

【事務局】

大変参考になるご意見ありがとうございます。そういった趣旨を兼ねさせていただき、検討させていただこうと思います。基本的には、この重点地区というのは今委員が言われたことを目指しておりますので、法のできる範疇も考えながら検討します。

【委員】

そうなると、少しこのアンケートの最初の取っ掛かりが違うと思うので、十分に検討された方がいいと思います。

【会長】

もしかすると、別の形でアンケートを引き続きやるということもあるかもしれません。その他ご意見ございますか。

【委員】

町内会としては、府中町の全体を早めに調査していただければと思うのですが、上と下の所有者が違うところは早めにしていかないと対応が遅れると思うので、そういった地域を先にしていただければと思います。

【委員】

もう一ついいですか。宅建協会としては、去年福山市と協定を結び、今年は3月に府中市とも協定を結ばせていただきました。福山市の状況を少し話をさせていただくと、もう4,000件くらいの空き家の所有者達に対して、宅建協会へ情報を流していいかという確認もしている、誰が持っているか分かっているという状態であり、うち300~400件くらい、情報を出してもいいという回答を貰っています。その中から宅建協会の役員以外の各会員に調査に行っていただいて、貸す・売る意思はあるかという意向調査をやっています。ここを重点的にやるというのはいい事だと思うのですが、是非府中市も、全体の空き家に対しての意向調査を出来るだけ早くされて、その中から府中市らしい対策をされたらどうかと思います。先程の話では、アンケートは安芸高田市などを参考にしていたのですが、福山市の状況を参考に、企画財政課の方々と横の連絡を十分取って、出来るだけ早く対策をされればと思います。

【会長】

事務局の方でされている情報収集もきつとおありですよ。

【事務局】

実は、前回にもそういったご意見をいただいて、福山市の空家担当部署に情報提供いただいております。今回のアンケートについても、空き家に限らずといった意見もいただきましたが、全体的にも使えるアンケートではなかろうかと思えます。実態調査により数は把握しておりますので、今年度中にといい話にはならないですが、来年度くらいにアンケートしてみるといったところも検討しておりますので、委員の意見も参考にさせていただき、今後の取組としたいと考えております。

【会長】

アンケート内容など、ご意見大丈夫でしょうか。失礼な聞き方だとか色々クレームがつくなど、一度やってみるともうちょっといい形になって全市的に使えるような、そんな事になるのではないかと思います。順番に見ていると、しっかり使っていこうよりは、早く潰してほしいといったメッセージに読めたりするのはちょっと気にはなりますが。

では、特に無いようでしたら、議事を進めさせていただこうと思えます。

この三つの議事について、概ねこういうところで進めてよろしいかどうか確認でございます。

まず、議事①について、基本的にはご了承いただけますでしょうか。

(委員異議なし)

異議なしと認めますので、提案の通り、少し改良も加えながらやっていただきたいと思います。

では、議事②について。ご意見ございませんでしたが、移住対策など関連して空き家の取組を進めていこうと。引続きこういう形でケースを増やしていこう、あるいは実際に住んでもらえる様にと取組を深めていこうというお話かと思えますけれども、ご提案の通りでよろしゅうございますか。

(委員異議なし)

異議なしと認め、議事②についてもしっかり進めていただきたいと思います。非常に綺麗な立派なものが国の有形文化財になったということで、是非新しい形での利用が進めばいいと願っております。

続きまして、議事③でございます。その他の取組みということで、今年度の空き家解体補助金だとか、パンフレットを作ったり、また、委員がご指摘いただいたような事を含めて取り組んでいくというような事で概ねよろしゅうございますか。

(委員異議なし)

異議なしと認めます。委員からの改善意見も含めてですね、進めていただきたいと思います。

続きまして議事④と⑤にまいります。その前に事務局からお知らせがございますので、よろしく申し上げます。

○議事非公開のアナウンス

事務局より、議事④・⑤については、府中市空家等対策の推進に関する条例第19条に従い非公開とするアナウンス。

(傍聴人退出)

【会長】

それでは、進めてまいります。

本日は3件の新規特定空家等候補について判定を行う予定でございます。また、前回協議をしました特定空家等のその後の状況についても事務局から説明を受けたいと思います。

それでは、事務局から一括して説明をお願いいたします。ご意見等は説明後に取りたいと思いますので、御協力ください。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○議事④ 新規特定空家等の認定及び措置について

○議事⑤ 認定済特定空家等の対応状況について

事務局より説明(資料6)

【会長】

ありがとうございました。新規のもの、認定済のもの、調べてみると単に建物の問題だけではなく、所有者さんの生活に関わった様々なものが見えてきて、難しい状況を勉強させていただいております。

ご意見、ご質問がありましたらよろしく願いいたします。

【委員】

判定番号5の物件について、これは自然倒壊したのですよね。道路上に崩れ落ちた物は市が片付けたのですか。その費用はどうなったのですか。

【事務局】

道路に倒壊した部分は、道路管理上での対応として撤去できますので、整備保全課の方で処理しています。費用がいくらかかったということではないのですが、業者との年間の道路管理契約の中で撤去した状況です。

【委員】

ということは、相続放棄をされているから、その撤去した費用についてはどこにも請求はしていないということでしょうか。

【事務局】

そうですね。この費用については、請求はしていないしできないと考えております。

【委員】

何か、法的にどうこうできないものなのですか。

【副会長】

相続放棄は、もう相続人が「0」ということですか。

【事務局】

はい。今相続人は「0」でして、これについてはどこにも言っていくところが無いと。空家法の流れでは、略式代執行として、市が壊すしかないといったところですよ。

【委員】

先程の説明の中で、解体・撤去に 360～400 万くらいという見積もりをされていたと思うのですが、これは業者に出して撤去されるお考えですか。

【事務局】

その様な流れで、市が負担して解体するようになります。

【委員】

その業者というのは、府中市内の業者ということによろしいですか。

【事務局】

今のところ決めておりませんが、幸い、この度道路に倒壊した部分の撤去に対応した業者も近くにありますので、入札等そういったところを検討しながら進めていきたいと考えております。

【委員】

たまたま自然倒壊時に死亡事故とか怪我とかなかったわけですが、もし事故が起きていたらどのような対応になるのですか。被害者は泣き寝入りということなのですか。

【事務局】

民法上では、最後に相続放棄した人に管理責任があるというのを、以前勉強会で聞いたことがあるのですが、ただ、空家法上ではこれは放棄出来るといったことを国が説明しています。もし人が通っていて怪我をしても、責任者は居ないというような状況になるかもしれない。そこは判例もありませんし、この場では明確に答えることは出来ません。

【委員】

こういったものは多分、沢山あると思うのですが、市がそういう空き家があるということを知っていながら、助言も指導もしなくて、倒れて被害が出た場合、市の対応の怠慢とかそういう責任は無いのですか。

【事務局】

法令上の責任は、基本的には所有者や相続人にあることになりますが、そのような場合に、その市町村に対してどういった責任がいくかという判

例はございません。

【委員】

その辺のところは、法的にどうなるのか、市の責任はどうなるのか、所有者の責任はどうなるのか、そういうことは十分把握されていた方がいいのではないかと思います、また調べておいて下さい。

【会長】

きっと全国的にも同じ様な問題が起こってますでしょうから、調べてもらうと同時に、相続放棄をすれば市が全部やってくれる、みたいな事になると大変な話ですので、その辺りをしっかり勉強していく、あるいは国に対して対策を求めていく、そういうことも必要ではないですかね。ただ、元々やりようがなく、誰もやらないまま倒壊して市がやらないといけなくなる段階よりは、今解体した方がきっと安くつきますよね。そのあたりもなかなか難しいところです。委員どうですか。

【委員】

その辺はちょっと分からないですが、委員が言われたように、市の中でこういった状況、前回の協議会で3件、今回3件で合計6件なのですが、全体でこのくらいの空家が何件くらいあると把握されているのですか。前回私が言ったところの空家は完全に道に倒れたんです。そのときは、たまたま朝早かったのですが、もし通学・通勤のときにあったら相当な被害があると。早く対応しないと、誰の責任になるということもあるでしょうし、相続放棄されていると市の責任となるとすれば、大きな問題だと思うので、相当勉強しておかないと。だから、全体でこんなところが何件くらいあるのか、私らも今日の写真を見てから、こんな街中にもこんなものがあるんだということに気付いているくらいなので。一昨年ですかね、町内会の連合会の方が、町内にこういう所が沢山あるというような発言をされたと思います。ということは、市の方もある程度把握をされて早めに対応をしておかないと、大変なことになるのではないかと。さっきの話ではないですけど、予算化するとか、何らかの手立てを打つ必要があると。それから、倒壊してから解体するよりも、解体を事前に促して、補助金なり助成金なりを施策上される方がよろしいかと思います。いかがでしょうか。

【事務局】

今のランクの話なのですが、平成27年度に実態調査をしたところでは、「A・B・C・D・E」と5ランクと分けております。Eランクというのが一番老朽化して危険度が高いというところで、全体で281件あるというところまでしか今はございません。ただ、今言われるように、市の責任とか、そもそも空家法でも市が対策を進めるとなっておりますので、そういったところへの対策を、今までの活用とか取り組みの中の一つとして進めていかないといけないところですが、281件を特別に把握している状況ではございません。

【会長】

最近ですと、学生に地域事例を見て来いと指示すると、携帯で写真を撮って、すぐ送って来てくれるんですね。非常にビジュアルで簡単な調査が出来るみたいなどころがある。

自治会長さん等に相談して本当に危険なのは早めに把握しようという努力も必要かもしれません。

【委員】

ちょっと本当かどうか分からないのですが、福山市の場合は空家調査はゼンリンさんがされたんですかね。900万くらいだとかで。

今日は先生がいらっしゃっていますが、学生の方に調査・研究等として、空き家の判定とか委託された方が簡単ではないかと。今愕然としたのが、Eランクが281件あって、今何ヶ月か経って6件しか判定していないとなると、いつになったら終わるんだと。そして、指導・助言、勧告と、6ヶ月したら危険度はどんどん増しますよね。それについては相当危機意識が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

今の学生とか外部への委託であるとか、これは府中市だけではなくて、全国的な問題なので、他県の、全国的な市町の状況を見ながら、遅れることのないように進めていきたいところです。

【委員】

前例主義はいいので。もし何かあったら本当に責任を取らないといけなくなるので、早く手立てを、対応をされた方がいいと思います。

【会長】

今日の説明の中で、その物件だけに興味を持って見ているところがあるので、通学路のラインと併せてみて、どこを優先的に調べるべきだとか、そういうことも考えた方がいいのではないかと思います。

【委員】

前、町内会で言われましたよね。通学路で大変だと。

【会長】

通学路は学校に聞けば分かるし、市の方でもお持ちだろうと思います。

【委員】

地域の状況や町内会長からのアドバイスというのが、気にされていないので、やはり地域の事はある程度町内会長さんの話を聞いて、こういう状況ですということ、やっぱり危ないところはその地域で沢山ありますので、その辺をちょっと参考にさせていただきたいと思うのですが。町内会長さんの情報も何も無いので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

【委員】

今日もここが危険だということの説明いただくなど、建物の状況はよく分かりました。あとは、ソフト面といいますか、地域住民の感情・声というところですね、この制度が始まってこういうものが危ないよという声が出てきた為に、地域の住民の目のスポットがそこへ当たると。で、周りの人は、早く何とかしてくれないかと、私らの日常生活がちょっと危険にさらされているということですが、所有者さんに対しては中々直接に言えない。いい感情を持たれないし、言い方が悪いと非難するような言葉が生まれてくる。このようなことが実際にあります。こういった制度ができたのだからいつ取ってもらえるのか、という話も出てきています。それには、また市の方に話をするという話をしますし、直接市の方へ行ってきましたという話も聞きます。

しかし、まだまだ今のような倒壊寸前というようなものではないです。蛇が出る、ムカデが出るというところの次元の話のものを持って行かれますので、すぐの対応にはなりません、こういう状態の空家があるということ、対して市は一つずつこうやっていくということが、細かく地域住民に伝わるような、町内会とかのパイプですね。私ら民生委員も、何とかし

てくれという声をよく聞きます。そういう動きが新たに出てきているというご報告をしまして、力をいただきたいと思います。

【会長】

きっと今は、一件一件丁寧に判定の仕方を勉強しているというところですが、これがこなれてくると、もう少し素人でも使えるのかもしれないから、皆で勉強会をして、同じようなことをやっていこうと。281件あるものについて何年でやるかというのは、なかなか行政の目標として立て難いかもしれませんが、きっと3年、5年の世界だと思いますので、1年に6件では心もとないと、そう思われているだろうと思います。その他いかがですか。

【委員】

今回の3件ですけども、先程からお聞かせいただくと、同様な状況の建物というのはかなりあるのではないかと思います。今回この3件がここにあげられているというのには何か理由があるのですか。例えば通報があるとかですね。市の方が積極的に行かれてこれを見つけてきたという訳ではなくて、周辺の方から何とかしてくれというようことがあって初めてここに載ってきているのか。それだと、こういう状況、同じような状況のものが今回判定する事によって、徐々に皆さんの指標というものが出てくるだろうと思います。で、あれは特定空家等に指定されたけどこれは何で指定されないのか、といった話がどんどん出てきた時に、かなりこの場で判定する件数が増えてくるんじゃないかなと思います。マンパワー的にもなかなか難しいところがあるので、そういうところは特に、やっぱり町内会の方から、まずこれは優先的に特定空家等にして欲しいとかですね、そういうところの調整も十分地元とやらないといけないのではないかと思います。まず、この3件というきっかけが何かあったのかをお聞かせいただければと思います。

【事務局】

まず、この3件の理由についてですが、これまで相談があった中で、危ないものでも、道路よりは隣との距離が近いというもの、既に倒壊してしまったものを優先しているということになります。今年度はモデルケースということで既存の相談の中から実施していくこととしています。これは空家計画のスケジュールにある通り進めているものです。

また今後は、先程の実態調査でいうEランクの空家についても対象を広げていくことになるのですが、話のあったとおり、これほど多くの空き家に対してどのように進めていくのか、今のままの進め方ではとても追いつかないということは、担当者としても思っておりますので、そのやり方についても検討していく必要があります。

相談の把握については、町内会長、民生委員、直接窓口に来られた方からの意見など、沢山のストックがある状況にあります。そこで、1件1件の所有者・相続人を調べて通知文書を送っていくということに対する労力のかけ方といいますか、その辺りを色々工夫していく必要があると考えているところです。

【委員】

一点だけ。その指定に関しては、公平性を欠いていると思われぬように指定していくことが大切なのではないかなと思います。そういう意味でも、やっぱり優先順位をつけていかないといけないと思いますので、そこでいかに地元の意見を優先順位の中で活かしていくかということが大事になってくるかと思っておりますので、そこら辺も十分にご考慮いただければと思います。

【会長】

私の方から質問なのですが、今まではどちらかというと本当に危険なものをやっぱり危険だと確認をしていたと思います。この6件を見て、委員の方で、これは特定空家等に該当しないという人はまずいないだろうということ言えば、自治体の判定基準はもう100%合意出来るというようなことだと思います。たぶん今後のやり方として、もうちょっとグレーな部分をどうするのかというのが、ここでの議論になってくると思います。

あとはもう、120点も130点もあるようなものは単にこれだけありましたぐらいの報告でも済むのかなぐらいの気持ちで思ったりするのですが、今後の進め方についてというのは、どうされますかね。数が多くなって、1件5分、10分で説明していただくと時間が凄い事になるので気になっているところですが。事務局からは、今後の進め方をどうしていくかについてお考えですか。

【事務局】

建物の判定については、我々がやった感じでは、前回より今回のほうが

点数が低かったけれど、判定して協議会にかけてみると、特定空家等になったというところがございます。実際この特定空家等の判定自体は、事前に相手方に通知を行えば、我々の中でもそこまで手間を掛けずにできるんですけど、ここにあげるまでに一番手間がかかるのが、やはり所有者調査です。特に所有者全体を把握しないと法的措置はできないとなると、やはりこの所有者調査のスピードアップというか、その方法を検討させていただいて、件数が増えても合理的にやる方法、数をどんどん上げていこうという話ですので、所有者調査の方法を検討していきたいと考えております。

【委員】

所有者調査について、私ら宅建業者が調べられない、行政だけが唯一持っているのが納税義務者情報なんです。福山市の場合は納税義務者の代表者の人に送っています。だから行政の方は情報をもう持っているはずなので、そんなに調査が大変だとは思っていません。

今回の6件は点をつけて練習したということで結構ですけど、さっき言われたように、判定がグレーなどちかなぐらいのものはこの場で協議されればいいですけど、目視でこれはもう特定空家等だというのは、判定結果にはほぼ変わらないと思うので、次はこういう方法で特定空家等を認定していこうということを提案してもらわないと、それこそEランク281件に何年かかっているんだということになりますので、そこら辺は検討していただきたいと思います。

【会長】

その他ご意見ございますか。

【委員】

例えば、所有者が分からないと特定空家等の判定ができないということではなくて、誰が所有者であろうと、目視で危ないものは危ないということになる訳なので、Eランク281件で所有者の方が把握できなくても、その場でこれはもう危ない、これは危なくないと、明らかに危ないものはそれでOK、グレーなものは別ですが、先に結論を出しておくということではできないですか。それには制度的な問題があるのですか。疑問として思ったので、ちょっと聞いてみます。

【会長】

きっと特定空家等を認定するということが、その後の行政的な措置のプロセスを進めるということと連動しているのので、認定した後になかなか措置が進まないことに対するある種の危惧を持って、認定が滞る危険性を今議論しているのだらうと思います。私もちょっとだけ悪ノリさせていただければ、その時にその通知をするというのもひとつあるんですけど、例えば、危険だという張り紙などですよ。ここは特定空家等なので、危険だから近寄らないでくださいとか、あるいはこの所有者さんは行政に是非ご相談くださいとか、何かそういう張り紙をするということをやれば、地域の人達もここ頑張ってくれているんだとか、あの人がこうだからみたい。でもこれには条例改正が必要かも知れません。やはり張り紙を勝手にするのはできないので、もう少し簡便な、行政としての取組みたいなものを提案させていただきました。ご検討いただければと思います。

【委員】

福山市の場合は、固定資産税の納税通知書の中に文書が入れてあります。府中市も入れているんですかね。そこに、さっきの危険を及ぼすものについては協力をお願いしますというような文書を入れないと、そういう意味ではせっかく空家特措法ができたので、そういう努力もされればいいのではないのでしょうか。

【会長】

今後の進め方みたいなところに議論がいつている訳ですけども、ご意見、他にはございませんか。あるいは事務局の方から今後のあり方について何かありますか。

【事務局】

再度ですね、国の特定空家等の整理の仕方を研究しながら、スピードアップできるように検討していきたいと思います。

【会長】

他にご意見ございますでしょうか。

【委員】

やはり一年に一回でも、町内会を通じて空き家になったところを報告、アンケートでもいいですが、報告するというのも、義務ではないですが、

していただくようにしたらどうでしょうか。そうすると空家対策にもNPO法人にも利用していただけたらと思うので、ここは空き家になりましたよ、一件増えましたよということを市の方へ報告するのもいいのではないかなと思うのですが。

【事務局】

それは町内会から市の方へ情報提供ということですか。

【委員】

はい。そうすればここが空き家になりましたよというのがよく分かるのではないかと思います。どうでしょうか。

【事務局】

是非ともそういう情報を共有しながら、空家対策を官民協働で進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

【委員】

特定空家等の認定は、この協議会が認定したということが欲しいんですよね。そういうことでよろしいですか。

【事務局】

協議会の意見を聞いて府中市が指定します。協議会が指定するのではなくて、間違いないだろうというご意見をお聞かせいただいて、認定するということです。

【委員】

ということですよ。だから3件3件のペースなんですよ。先程会長も言われましたように、スピーディにいくとなると、何十件で終わりという話になってくるので。前も言ったと思うのですが、この判定表ですよ、この中へ町内会長のお墨付きの欄をひとつ作りなさいと言ったと思うのですが。そうすれば、公共の福祉に完全に反しています、地域住民は困っていますよと、この緊急対応の必要性無しに○をするよりも、町内会長の意見欄がある方がはるかに有効だと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

【会長】

ご検討されるということでしょうから、やはり町内会長との連携はこのテーマについては欠かせないと思いますので、どんな形になるにせよ、うまく連携を取って進められるようにしていただければいいなという話と、多分ここで個別のケースについて説明をしてこれはどうだろうというのはほんとに100点ぎりぎり、これはどっちか判別がつかないよというあたりのところで我々もご相談させていただくぐらいで、もう150点とか160点とかなればどうしても危ないということは誰しも危ないということだとわかってきましたので、一括でご報告いただければ、承認できるかと思えます。スピーディに議論を進めていければと思います。

それでは今日の議事④と⑤ですが、確認を取らせていただきたいと思えます。

議事④が新規特定空家等の認定ということで、番号4～6の説明をいただきました。これらの空家を特定空家等として認定し措置を行っていただくことについて承認したいと思えますが、ご意見ございませんでしょうか。

(委員異議なし)

それでは、助言・指導ということになっていくと思えますが、引き続きどうぞよろしくお願いします。異議なしと認め、提案の通り承認します。

続きまして、議事⑤の認定済みの特定空家等の対応状況について、指導をしたところの対応あり・なしということで、少し状況が分かれてきた、引き続き勧告相当には6ヶ月ぐらいかかるというようなことでしたけども、引き続きプロセスを進めていただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

(委員異議なし)

相続放棄とか様々なケースがあるようですが、進めていただきたいと思えます。

それでは、以上で議事を全て終了いたしましたので、進行を司会にお返しいたします。

○その他
特になし

○閉会